

議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 令和4年1月18日（火）

午前10時00分 開会

午前10時30分 閉会

○ 場 所 第3常任委員会室

○ 出席委員（9名）

委員長	伊波一男
委員	山城康弘
委員	米須清正
委員	呉屋 等
委員	岸本一徳

副委員長	濱元朝晴
委員	知念秀明
委員	知名康司
委員	桃原 朗
委員	—

議長	上地安之
----	------

○ 欠席委員（1名）

委員	桃原 功
----	------

○ 委員外議員（0名）

○ 説明員（0名）

○ 議会事務局職員出席者（5名）

局長	東川上 芳光
議事係長	平田 駒子
庶務係長	國頭 由希子

課長	仲村厚子
担当主査	大城拓也
—	—

○ 協議案件

1. 押印の見直しについて
2. 議案説明会等における本会議場使用（依頼）について
3. その他

議会運営委員会（要旨）

令和4年1月18日（火）

○伊波一男 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前10時00分）

【協議事項】

押印の見直しについて

○伊波一男 委員長 本件について、事務局より説明させたい。

○議会事務局 資料をもとに、「宜野湾市議会政務活動費の交付に関する条例」中の押印見直しについて御説明いたしたい。

（議会事務局長より資料1を説明する）

○伊波一男 委員長 質疑があれば挙手にてお願いしたい。

○岸本一徳 委員 資料のうち、条例改正案について「火入れに関する条例」の「火入れ」とは何か。

○議会事務局 市長部局において「市議会政務活動費の交付に関する条例」ほか2件の改正を一つの条例改正として束ねたものであり、「火入れに関する条例」の詳細は把握していない。

○呉屋等 委員 政務活動費に関する押印手続きは、ほかに各会派長が行う署名押印もあったと記憶しているが、その取扱いはどうなるか。

○議会事務局 御質疑の件は、交付申請書と交付請求書にあり、規則に規定されており、今回は条例改正のみの提案である。条例改正後、規則改正の予定である。

○呉屋等 委員 今回は、条例の手続の範囲を改正し、その後、その他の押印に係る規則等を見直していくと理解したが、その辺のところも、事前に資料等添付してほかの議員へ共有していただきたい。

○議会事務局 今回は、執行部からの一括提案を3月議会で上程するため、早目に条例のみ確認させていただいた。規則については、3月定例会中に事務局で精査した上でお示ししたい。

○上地安之 議長 市議会の条例であるので本来は議会から提案すべきと考えるが、今回は市当局から議案を提案することのだが、誤解がないよう説明していただきたい。

○議会事務局 文献によると、政務活動費の交付に関する条例の提案権は、議員及び長のいずれにもあると解されるが、条例の趣旨からすれば議員提案とするのが自然であるとのことである。その場合、提案する所管は議会運営委員会となるが、委員の皆様のお意見をいただきたい。

○岸本一徳 委員 以前、市総合計画を議決事項とする条例制定の際に、議会基本条例

の条文との兼ね合いで、議会で対応するとの協議があったことを報告したい。

○伊波一男 委員長 お諮りしたい。事務局の説明のとおり政務活動費の交付に関する条例に記載のある、様式1、2の「押印」を削除してよいか。

（「異議なし」という者あり）

○議会事務局 さきほどの説明に付け加えたい。県内の状況としては、条例改正を行っている市議会はまだなかった。全国的には、数として多くはないが長が一括して提案している議会はあることを報告する。

○伊波一男 委員長 当局より一括して条例改正案を提案してよろしいか。

○桃原朗 委員 提案権は、議会と市長どちらでもよい、本当は議会からが望ましいと理解した。また、どちらが提案するにしてもデジタル化により押印省略の流れであり提案の趣旨は理解できるが、ほかの議員へは議案説明で資料にて説明されるのか。

○議会事務局 議案説明会で説明され、上程、表決される。規則改正の件は、議案説明会では説明はない。議会運営委員会で改めて説明したい。

○伊波一男 委員長 規則についても改正箇所があれば、資料を準備していただきたい。本件について、一括して執行部で改正の提案を行うことでよろしいか。

（「異議なし」という者あり）

【協議結果】

宜野湾市議会政務活動費の交付に関する条例について、様式1、2の「印」を削除する。条例改正の提案は、市長部局にて一括して本会議へ提出する。

【協議事項】

議案説明会等における本会議場使用（依頼）について

○伊波一男 委員長 本件について、事務局より説明させたい。

○議会事務局 本件について、執行部からの依頼文書、資料2により説明いたしたい。
（議会事務局長より資料2を説明する）

○伊波一男 委員長 質疑があれば挙手にてお願いしたい。

○呉屋等 委員 依頼文書には、借用する期間が示されていない。こちらから「今定例会に限り」として、認めてはいかがか。

○議会事務局 依頼があった際に、本定例会に限る期間と認識していた。依頼文の表記について調整したい。

○岸本一徳 委員 回答に、期間を示すことではいかがか。

○議会事務局 回答する際に、期限を付したい。次回の依頼からは期限を示すように伝えたい。

○伊波一男 委員長 今定例会に限り許可してよろしいか。

（「異議なし」という者あり）

○伊波一男 委員長 他になければ終わりたいがよろしいか。

（「異議なし」という者あり）

【協議結果】

今定例会関係日程に限り、議案説明会等における執行部の議場借用を認める。

○伊波一男 委員長 本日の委員会を閉会いたします。 閉会時刻(午前 10 時 30 分)